

山水監第14号

令和8年7月24日

山武郡市広域水道企業団

企業長 佐藤 晴彦 様

山武郡市広域水道企業団

監査委員 鈴木 純夫

山武郡市広域水道企業団

監査委員 小川 善郎

令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条
第1項の規定により、審査に付された令和7年度山武郡市広域水道企業団
水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に
ついて審査したので、別紙のとおり意見を提出します。



令和 7 年 度

山武郡市広域水道企業団
水道事業会計資金不足比率
審 査 意 見 書

山武郡市広域水道企業団
監査委員

令和7年度山武郡市広域水道企業団 水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期日

令和8年6月26日

第3 審査の方法

本審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、令和7年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率は、地方公共団体財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金に不足が生じておらず、資金不足比率は発生していないため、財政は健全であると認められた。

記

(単位：%)

会 計 名	令和7年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため「—」で表示している。